

## 外国語指導助手 (ALT) が離任

### ホープ・ストールステイマー先生が帰国

● 中学校を中心に外国語指導助手として勤務していただいた、ホープ先生が任期を終えアメリカに帰国しました。帰国にあたり、皆さんへ英語と日本語のメッセージをいただいていますので、ご紹介します。

● Hello everyone! I got home a few days ago to Philadelphia and was able to see my family again. Thank you for being so kind to me while I lived in Niikappu. I had such a lovely time and I miss it already! Soon, I'll be moving to Los Angeles and I will bring all my mementos and happy stories of my time in Japan with me. Hopefully I can come back and visit again! I won't forget how wonderful my time was in Hokkaido. Please treat Nicole as well as you did me.



● みなさん、こんにちは！私は数日前にフィラデルフィアに帰宅し、再び家族に会うことができました。私が新冠に住んでいる間、私にとっても親切にしてくれてありがとう。私はとても素敵な時間を過ごしました。そして私はすでにそれが恋しいです。もうすぐロサンゼルスに引っ越して、日本での私の時間のすべての思い出と幸せな物語を持っていきます。うまくいけば私は戻ってきて、再び訪問することができそうです！北海道での私の時間がどれほど素晴らしかったかを忘れません。ニコールを私と同じように扱ってください。(ニコールは8月に着任するALTです)

● ●問い合わせ：教育委員会管理課管理グループ  
☎ 0146・47・2547

## 健康カレンダー

(お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)

月	日	時間	事業名	場所
8月	23日(金)	13:15~15:30	5歳児相談	レ・コード館
	25日(日)	13:00~15:30	母親学級キレイ☆ママパパる〜む〜出産編〜	保健センター
	27日(火)	受付 10:00~ 受付 13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	レ・コード館
9月	11日(水)	18:00~20:00	からだリセット講座	町民センター
	13日(金)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
	24日(火)	受付 10:00~ 受付 13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	保健センター
	26日(木) 27日(金) 28日(土)	受付時間 午前 8:15~ 午後 12:45~	脳のMRI検診 ※28日(土)は午前のみ	保健センター

● 8月の乳幼児健診と5歳児相談は「レ・コード館」で行います。

● 事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

## ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

### ●まちづくりに役立ててと

☆白浜 治道 (30,000円)  
☆タレントスクエア株式会社 (100,000円)

### ●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆匿名 (100,000円)  
☆武田 ハル (古布3袋)  
☆早川 憲吾 (大根24本)  
☆ボランティアグループあゆみ (バスタオル4枚・古布15束)  
☆ボランティアグループちよぼら (カット布7袋)

### ●国保診療所で役立ててと

☆ボランティアグループあゆみ (カット布10束・タオル1袋)

### 新冠町社会福祉協議会へ

#### ●香典返しに代えて

☆谷崎 一也 (30,000円)  
☆谷藤 忠 (30,000円)  
☆伊藤 健一 (100,000円)  
☆中谷 正秀 (30,000円)

#### ●福祉事業に役立ててと

☆株式会社日高食肉センター (古切手1袋)  
☆匿名 (古布2袋)  
☆匿名 (古布1箱)

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

## 一定面積以上の土地取引は届け出が必要です

● 町内で一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法の規定に基づき、土地の権利取得者(買主等)は、町へ届け出が必要となります。

### ○届け出の対象となる面積

- ①市街化区域で、2,000平方メートル以上の取引
- ②市街化区域以外の都市計画区域で、5,000平方メートル以上の取引
- ③都市計画区域外で、10,000平方メートル以上の取引

● ※新冠町では、③が届け出の対象となります。

● ※個々の土地面積が小さくても、譲受人(権利取得者)が同一の目的のために購入した土地が、最終的に上記面積以上のひとまとまりの土地となる場合は、一団の土地として届け出の対象となります。

### ○提出書類(各3部)

- 土地売買等届出書
- 土地売買等契約書の写し
- 土地の位置図(縮尺5万分の1以上)

- 土地や付近の図面(縮尺5万分の1以上)
- 土地の形状の図面(縮尺2千5百分の1)

### ○届出期限

● 契約(予約を含む)締結日より2週間以内  
● ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

### ○罰則

● 届け出を行わなかった場合、6カ月以下の懲役、または100万円以下の罰金に処されることがあります。

● 詳しくは町ホームページをご覧ください。

### 【ホームページアドレス】

● <https://www.niikappu.jp/>

● gyose/2018-totitorihiki.html

● ※右のQRコードから閲覧できます。

● ●問い合わせ・届出書提出先

● 企画課まちづくりグループ企画係

● ☎ 0146・47・2498



## 児童扶養手当受給者は8月中に届出が必要です

● 児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

● 婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親となり、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満まで)を監護する母や父などに支給されます。

### ○提出書類

- 児童扶養手当現況届【全ての受給者】
- 一部支給停止適用除外事由届【①~④に該当する方】

● ①支給開始月から5年を経過する予定の方(※)

● ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方(※)

● ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年を経過する予定の方(※)

● ④既に上記①~③の期間を経過した方

● ※令和6年8月から令和7年7月までの間に期間を経過する方が対象です。

● ●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係  
☎ 0146・47・2112

## ごみの不法投棄について

● ごみの不法投棄は犯罪です。車から何気なく捨ててしまったペットボトルや買い物袋も同罪です。ごみの不法投棄は廃棄物処理法により5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が課せられます。更に法人等の場合は、3億円以下の罰金が課されます。所有地であっても不法投棄となりますので、新冠町で定められたごみの分別により適切に排出して下さい。

● ●問い合わせ先：町民生活課環境衛生係  
☎ 0146・47・2112

